

町内会・自治会で 救急医療情報キットを 無料で配布しています



町内会・自治会連合会では、緊急時や災害時に援護が必要な方の支援のため、65歳以上の方、障がいのある方などに対し、救急医療情報キットを無料で配布しています。キットは、かかりつけ医や緊急連絡先、保険証の写し、薬剤情報提供書の写しなどを入れて冷蔵庫に保管し、救急の時に活用するものです。いざという時のために備えましょう。

▽対象 65歳以上の方、障がいのある方や健康上不安を抱えている方で、緊急時や災害時に支援を必要とする方。詳しくは、各地区の町内会長・自治会長に確認ください。

改修をした住宅の 固定資産税を減額します

※改修後3か月以内に申告書を提出してください。
※詳しくはお問い合わせください。

耐震改修をした住宅

平成27年12月31日までに耐震改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、翌年度分の家屋の固定資産税の2分の1を減額します。

- 昭和57年1月1日以前に建築された住宅
- 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること
- 耐震改修に1戸当たり50万円を超える費用を要した住宅
- ※減額対象床面積：1戸当たり120平方メートル相当分まで

省エネ改修をした住宅

平成28年3月31日までに一定

治会長に確認してください。

▽申込み方法 各地区の町内会長・自治会長に直接申し込んでください。なお、町内会・自治会に未加入の方は、該当地区の町内会長・自治会長を紹介いたしますので、お問い合わせください。配布できる数に限りがありますので、早めにお申し込みください。

新小・中学生に 入学通知書を送ります

平成28年4月から小・中学校に入学する子どもがいる家庭に、12月中旬、「入学通知書」を送付します。
▽次に該当する方は連絡してください。

- 入学通知書が届かない方
- 入学通知書を受け取った後、転居が転出した方
- 平成28年3月末までに転居が

12月4日～10日は 人権週間です

市内では6人の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、さまざまな活動を行っています。

市では、人権週間に合わせて、特設「人権の上相談」を実施します。家庭や近隣などでの悩みごとがありましたら、気軽に相談してください。

- ▽人権擁護委員
- 伊藤宗武さん
- 関田正幸さん
- 肥後くめ子さん
- 本堂節子さん

転出する予定の方

●国立・都立・私立の小・中学校などに入学する方(入学決定後、入学許可書とはんこをお持ちの上、届け出てください)
●外国人の方で入学を希望する方(就学願を提出している方は不要です)

▽問合せ 教育総務課学務係

改修をした住宅の 固定資産税を減額します

の省エネ(熱損失防止)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、120平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産税の3分の1を減額します。

▽対象

- 平成20年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、次の改修工事に50万円を超える費用を要した住宅
- 窓の断熱改修工事(必須)
- 床、天井か壁の断熱改修工事
- 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること
- 新築住宅特例、耐震改修特例を受けている期間は適用されません。

省エネ改修特例の適用は1回限りです。

※省エネ改修特例の適用は1回限りです。

バリアフリー改修をした住宅

平成28年3月31日までにバリアフリー(居住安全)改修工事をした住宅で次の要件を満たす場合、100平方メートルを限度に翌年度分の家屋の固定資産

税の3分の1を減額します。
バリアフリー改修工事(廊下の拡幅、手すりの取り付け、階段の勾配の緩和、床の段差の解消、浴室の改良、引き戸の取り替え、便所の改良、床表面の滑り止め化)で、補助金などを除く自己負担額が50万円を超える費用を要した住宅

- 平成19年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)
- 併用住宅では住宅部分の面積が2分の1以上であること
- 次のいずれかの方が居住する既存の住宅
- 65歳以上の方(工事が完了した翌年の1月1日現在)
- 要介護認定が必要支援認定を受けている方
- 障がいのある方
- 新築住宅特例、耐震改修特例を受けている場合は適応されません。

▽問合せ 課税課家屋資産税係

また、平成28年1月4日(月)から回収を始めていますが、しばらくの間、少しずつ出すよう協力をお願いします。

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

▽年末 12月28日(月)正午まで

▽年始 平成28年1月4日(月)から

年末の各地区の種類別最終収集日

種類 地区	可燃ごみ	不燃ごみ	資源(缶・金属類、びん類)、有害ごみ	資源(紙類・布類)
A地区	12月28日(月)	12月22日(火)	12月23日(水)	12月25日(金)
B地区	12月28日(月)	12月15日(火)	12月16日(水)	12月18日(金)
C地区	12月29日(火)	12月17日(水)	12月21日(日)	12月16日(水)
D地区	12月29日(火)	12月24日(水)	12月28日(月)	12月23日(水)
E地区	12月28日(月)	12月25日(金)	12月22日(火)	12月23日(水)
F地区	12月28日(月)	12月18日(金)	12月15日(火)	12月16日(水)

1月の各地区の資源の収集日

※印の収集日が通常の週と変わっています。

種類地区	資源(缶・金属類、びん類)、有害ごみ	資源(紙類・布類)
A地区	1月13日(水)・27日(水)	1月15日(金)・29日(金)※
B地区	1月6日(水)・20日(水)	1月8日(金)・22日(金)※
C地区	1月4日(月)・18日(月)	1月6日(水)・20日(水)
D地区	1月11日(月)・25日(月)	1月13日(水)・27日(水)
E地区	1月12日(火)・26日(火)	1月13日(水)・27日(水)
F地区	1月5日(火)・19日(火)	1月6日(水)・20日(水)

年末年始のごみ収集

年末の粗大ごみの 申込みはお早めに

年末は粗大ごみの申込みが多くなります。年末の片付けで収集を希望する方は、早めに各収集地区の業者に申し込んでください。粗大ごみの出し方は、「資源とごみの出し方カレンダー」の14ページをご覧ください。

年末のごみは早めに 少しずつ出しましょう

年末になると各家庭から出るごみの量がたいへん多くなります。一度にたくさんのごみを出さないようお願いします。

- 三上裕子さん
- 渡邊祐一さん
- ▽人権の上相談(予約制)
- 日時：12月4日(金) 午後1時30分～4時30分
- 場所：あきる野ルピア3階会議室
- 内容：いじめ、差別、家庭での悩みなどに関する相談
- ▽申込み・問合せ 市民課市民相談窓口係(直通558・1216)

また、平成28年1月4日(月)から回収を始めていますが、しばらくの間、少しずつ出すよう協力をお願いします。

▽年末・年始のごみ収集 地区別の「資源とごみの出し方カレンダー」を確認してください。

▽年末 12月28日(月)正午まで

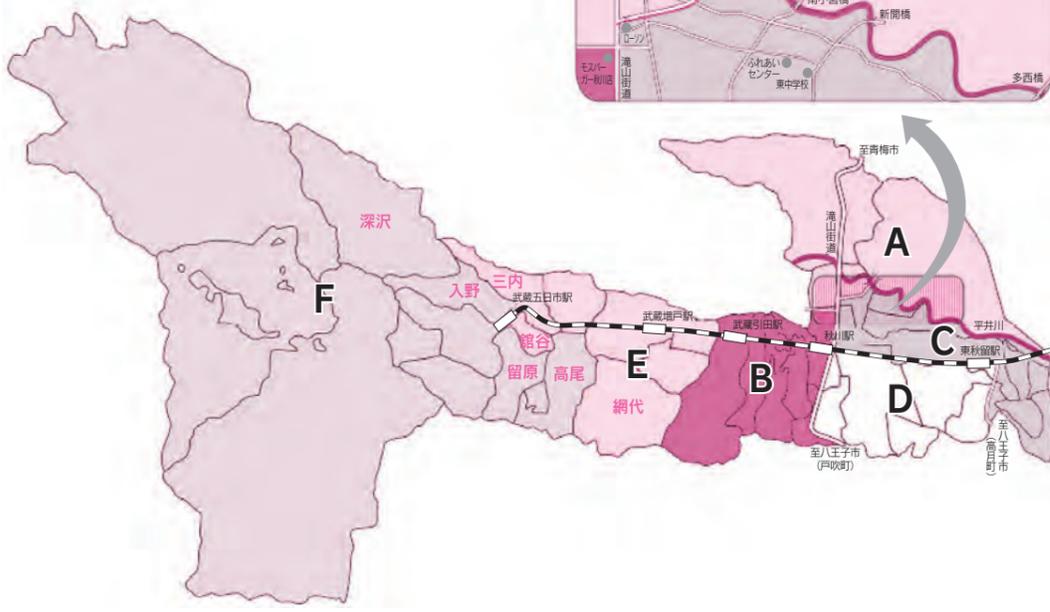
▽年始 平成28年1月4日(月)から

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

▽年末 12月28日(月)正午まで

▽年始 平成28年1月4日(月)から

ごみ収集地区



拡大図(A地区とC地区の境界)

※1月は、資源の収集日が通常の週と変わっている地区がありますので注意してください。

また、平成28年1月4日(月)から回収を始めていますが、しばらくの間、少しずつ出すよう協力をお願いします。

▽年末 12月28日(月)正午まで

▽年始 平成28年1月4日(月)から

▽問合せ 生活環境課清掃・リサイクル係(直通558・1830)

▽年末 12月28日(月)正午まで

▽年始 平成28年1月4日(月)から